循環型社会形成に関する国土交通省の取組みの事例

1.公共事業における廃棄物対策・リサイクルの推進

公共事業におけるゼロエミッション推進

建設産業からの廃棄物は、全産業の廃棄物のうち、排出量で約2割、最終処分量で約4割、不法投棄量で約6割を占めている。また、再資源化等率は建設廃棄物85%(平成12年度センサス)となっている。今後、建設リサイクル法による分別解体等及び再資源化等の確実な実施とともに、再資源化施設の立地誘導と併せ、再生資材の積極的な活用を図ることによりリサイクル材の市場拡大が必要である(資料1)。

2. 下水汚泥の減量化・リサイクルの推進

下水汚泥は全産業廃棄物の発生量の18%を占め、普及に伴いさらに増加することが予想されること、また、地方公共団体という公的主体が事業者であることなどから、廃棄物の減量化を率先してかつ計画的に進めていくことが必要である。今後、新規着手等する下水道事業の大半は小規模となること、下水汚泥の減量化、有効利用については規模の経済が働くことを勘案すると、今後は下水汚泥処理の広域化・集約化を進めることが必要である(資料2)。

3 . 住宅・建築物に係る建設廃棄物問題への対策

住宅金融公庫により適切な解体処理やリサイクル資材の利用を行った住宅の建設に対する割増融資等を実施しているほか、日本政策投資銀行によりリサイクル資材利用建築物に対する低利融資を実施している。また、住宅産業構造改革事業により地方公共団体等による建築系廃棄物のリサイクル推進のための普及・啓発活動等を支援するとともに、住宅品質確保促進法に基づく住宅性能表示制度において「劣化対策等級」等を設定し、廃棄物の発生抑制等を図っている。この様な施策を進めると同時に、より高度な循環型社会を構築するために既存ストックを長期利用する技術や建築部材の廃棄物化の抑制に関する技術開発を行っている。(資料3)

4. 自動車リサイクルの促進

使用済自動車及び自動車中古部品のリサイクルシステムの構築

自動車の登録制度等について、使用済自動車のリサイクル促進及び不法投棄防止の観点から、使用済自動車の再資源化等に関する法律の制定に合わせ、同法による自動車リサイクルシステムと関連付け、一貫とした仕組みに改める。

使用済自動車のリサイクルを促進するため、自動車ユーザー、自動車整備事業者等がリサイクル部品の品質等に関する情報を適確に把握し、良質なリサイクル部品が適切に利用できる市場が形成されるよう検討を行い、自動車部品のリサイクル利用を促進する。

この他「フロン回収・破壊法」による使用済自動車からのフロン回収を促進する。 (資料4)

5. プレジャーボート利用改善に向けた総合的施策の推進

FRP廃船高度リサイクルシステム構築プロジェクト

FRP廃船の海洋投棄、放置艇等社会問題に対処するとともに、循環型社会の構築や資源の有効活用等を図るため、事業化に必要なリサイクル技術・リユース技術の確立、処理ルート・効率的収集方法の検討、費用負担ルール・システムの経済性の評価等を行い、プレジャーボート保有隻数が多い主要地域においてモデル事業を早期に実施し、リサイクルシステムの構築を図る(資料5)。

6.静脈物流システムの構築及び廃棄物最終処分場の整備

ゴミゼロ型都市形成のための静脈物流システムの構築

ゴミゼロ協議会における議論を踏まえ、臨海部の広域リサイクル施設立地を核として、トラック輸送の効率化・低公害化や鉄道・海上・河川輸送の活用を図ることにより、環境負荷低減型の静脈物流システムを構築し、ゴミゼロ型都市の形成を図る。このため、地方自治体等広範な関係者の参画を得て、広域リサイクルのための静脈物流のシミュレーション、各種輸送手段を用いた広域リサイクル輸送のトライアル等を行い、環境負荷の小さい静脈物流システムのマスタープラン・モデルプランを策定し、関係者の協力による具体化を推進する(資料6)。

港湾における総合的な静脈物流拠点の形成

港湾においては用地の確保が容易であり、物流基盤等の既存ストックを最大限に活用し、大規模なリサイクル処理施設の集中立地、残渣処分のための廃棄物海面処分場、ストックヤード等の静脈物流基盤の整備を一体的に展開し、総合的な静脈物流拠点を形成する(資料7)。

廃棄物海面処分場の整備等の推進

大都市圏を中心に、内陸部での廃棄物最終処分場の確保がますます困難となっているため、廃棄物海面処分場の整備を推進する。また、公共が関与し管理・運営されている産業廃棄物処理施設により中間処理された産業廃棄物溶融スラグ等について、それを受け入れる廃棄物海面処分場を補助対象とするなどの支援措置を講じている。

さらに、廃棄物海面処分場の延命化及び埋立後の造成地の高度利用に向け、埋立に 用いる廃棄物等の減量化のための施設整備について、民間能力を活用して推進するた めの法改正を今国会に提出している(資料8)。

公共事業におけるゼロエミッションの推進

(1)現状と課題

- ・建設産業からの廃棄物は、全産業廃棄物のうち、排出量で約2割、最終処分量で約4割。また、不法投棄量では約6割。
- ・リサイクル率は、建設廃棄物85%、建設発生土54%(平成12年センサス)。 平成12年度建設廃棄物の再資源化等率内訳

(土木系建設廃棄物(アスファルト塊、コンクリート塊等) 90% 建築系建設廃棄物(選験生材、 選品合廃物等) 74%

・特に、昭和40年代以降に急増した建築物が今後更新期を迎えるため、解体される建築物が急増する見込み。

(2)施策の方針

リサイクルの推進にあたっては 排出抑制の促進、 分別解体の促進、 再資源 化の促進、 再生資源の利用促進、 最終処分といった各段階での対応が必要。 このため、建設工事における分別解体等及び再資源化等を義務付けた「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」が制定され、平成14年5月に全面施行。

1)基本方針(1月17日公示)概要

建設廃棄物の発生抑制方策(建設資材の製造、建築物の設計、施工等に関わる関係者の努力規定)

再資源化の目標(リサイクル率)の設定(特定建設廃棄物に関して、平成17までに直轄工事において最終処分量をゼロ、平成22年度までに建設工事における再資源化等率を95%)

なお、国の直轄事業においては、再資源化等を先導する観点から、特定三品目について、平成17年度までに最終処分する量をゼロにすること(ゼロエミッション)を目指す。

2)解体工事業者登録制度

建設業許可不要業者に対し、建築物等の解体工事業を営む場合に登録を義務付け(平成13年5月30日施行)

- 3)分別解体等及び再資源化等の義務付け(平成14年5月30日施行)
- 4)リサイクル材の市場拡大等

税制、融資等による再資源化施設の立地誘導と併せ、公共工事での再生資材の積極的な活用を図る。

平成14年度より、建設副産物の計画的な再資源化と再生資源の利用促進効率的に実施するため、インターネットを活用した「建設副産物情報交換システム」の運用を開始。

建設リサイクルの推進

分別解体 ・再資源化の義務化

平成 14年春より施行 健設リサイクル法第9条)

リサイクル資材のマーケットの拡大がポイント

~ マーケット拡大のための支援措置 ~

再資源化施設の整備支援

(税制、政策融資等)

・リサイクル材の積極的な利用促進

(リーディングプロジェクト事業 ゼロエミッション実証実験等)

・建設副産物情報交換システム等の整備

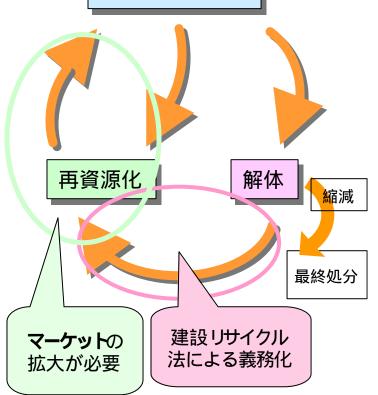
マーケット拡大のためのインセンティブとして実施

目標

平成17年度までに直轄工事における最終処分量をゼロに。 平成22年度までに建設工事におけるリサイクル率を95%に。

リサイクル概念図

設計 新築 使用



建設副産物情報交換システム

システムの目的

循環型社会の構築と 建設リサイクルの推進のため 計画的な建設廃棄物等の再資源化と再生利用の促進 (インターネット等を活用したシステム整備)

システム概要

処理業者

(再資源化施設)



施設予約・実績情報の検索

施設情報の登録・更新

地区建設副産物対策連絡協議会

建設副産物情報交換システム

施設情報の検索施設予約・実績情報の確認

施設情報の検索

施設予約·美

の登録(

·美績情報 排出事業者 施工業者·解体工事業者

調査価格の登録

公共工事発注者

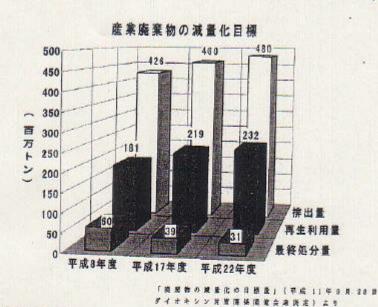
循環型社会構築に向けた下水汚泥の減量化・リサイクルの推進

- (1) 循環型社会への転換、廃棄物処理・処分の適正化が社会的な問題となる中で、 循環型社会形成推進基本法や個別リサイクル法が制定されるとともに、政府に おいて産業廃棄物の2010年度における最終処分量を1996年度の2分の 1に削減することが決定されたところ。
- (2)下水汚泥は全産業廃棄物の発生量の約18%を占め、下水道の普及に伴いさらに増加することが予想されること、また、地方公共団体という公的主体が事業者であること等から、下水汚泥の減量化を率先してかつ計画的に進めていくことが必要である。
- (3)一方、今後、新規に着手又は供用開始する下水道事業の大半が中小市町村の 小規模なものとなること、下水汚泥の減量化・有効利用については一般に規模 の経済が働くことを勘案すると、今後は下水汚泥処理の広域化・集約化を進め ることが必要であり、このためには複数市町村の広域的な調整等が求められる と考えられる。

〇国の減量化の目標及び施策

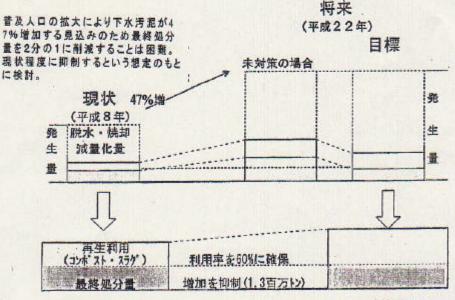
産業廃棄物の減量化目標

ダイオキシン対策関係閣僚会議は廃棄物の減量化の目標を決定し、この中で産業廃棄物については、再生利用量を増加させるとともに、最終処分量を2分の1に削減することとしたところ。この達成のためには国としての積極的な施策展開が必要。



・下水汚泥の減量化の目標

上記の産業廃棄物の減量化目標の設定作業においては、発生量の増加が避けられない下水汚泥について、少なくとも有効利用率を6割に高めるとともに、最終処分量を現状(平成8年度)程度に抑えることが検討された。



建設省作成